

## 器具貸出事業実施要綱

1. 名称：財団法人北海道難病連器具貸出事業
2. 目的：難病患者及び長期慢性疾患患者の療養生活を支えるため、在宅療養生活に必要な器具の貸出を行う。

3. 貸出する器具の種類

貸出を行う器具は次のとおりとする。

- ① 電気式吸引器
- ② 電気式吸入器
- ③ 人工蘇生器
- ④ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

4. 貸出の対象者及び地域

身体障害者福祉法、難病患者等居宅生活支援事業などの制度を利用できない在療養中の患者であって、器具の管理及び使用を行うことができる患者及び家族で、かつ札幌市内及び近郊に居する者を対象とする。

但しパルスオキシメーターについては、2007年4月1日より原則難病患者等居宅支援事業の対象疾患で在宅酸素療法を行っている方を対象とする。

5. 貸出対象者と器具の管理について

使用者は「利用申請兼貸出台帳」に医師の意見、制度の利用状況を記入し提出する。

使用者及び器具台帳を作成し、管理を行う。

6. 器具の操作方法の指導について

使用する患者・家族にあっては、通院または往診を受けている医療機関または訪問看護ステーションなどの指導を受ける。

## 7. 器具の故障・破損及び修理について

使用者の過失による故障・破損については、その修理代を使用者の実費負担とする。

## 8. 器具のメンテナンスについて

メンテナンスについては使用者の負担とする。

## 9. 貸出期間及び使用料金について

貸出期間は、1年間を限度とし、事情によっては延長することができるものとする。

パルスオキシメーターについては難病以外の長期慢性疾患患者の方への対応について試用期間として3ヶ月間の貸出とする。

器具の買い換えの費用のために、各々使用料を徴収するものとする。

料金は1ヶ月単位とし、毎月郵便振替などにより納入することとする。

1年分を全納した場合で、途中で器具の返還があった場合は、その残り月分相当額を使用者に返納するものとする。

料金については、下記のとおりとする。

① 電気式吸引器	5000円/月
② 電気式吸入器	5000円/月
③ 人工蘇生器	5000円/月
④ パルスオキシメーター	5000円/月

## 10. その他

吸引器使用に伴う、添付の「吸引器用のチューブ」を各自負担とし、貸出時に1,000円を徴収するものとする。(2006年11月1日より実施)

吸引器使用に伴うカテーテル、消毒液や各々の器具の使用における電気料、備品、消耗品、消毒等に関する費用は全て使用者の負担とする。

## 11. 付則

当制度の実施は、2002年(平成14年)4月1日とする。